

建築関連のセーフティネット保証（5号）の対象業種

1. 追加指定業種（指定期間：平成20年2月29日～6月30日）

- 造園工事業
- とび・土工・コンクリート工事業（とび工事業を除く。）
- 床工事業
- カーテンウォール工事業
- 熱絶縁工事業
- 木製家具製造業、金属製家具製造業（木製及び金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る。）
- 壁紙・ふすま紙製造業
- ガラス繊維・同製品製造業（短繊維・短繊維製品製造業に限る。）
- その他のセメント製品製造業
- 石こう（膏）製品製造業（石こうボード製造業に限る。）
- その他の金物類製造業（建築用金物製造業、建具用金具製造業、錠前製造業、かぎ製造業、戸車製造業及びドアクローザ・ヒンジ製造業に限る。）
- 畳製造業（卸・小売業を含む。）
- 家具・建具卸売業（建具卸売業に限る。）
- 建築材料小売業
- 建築リフォーム工事業
- 建築金物工事業
- はつり・解体工事業
- 機械器具設置工事業
- 造作材製造業（建具を除く。）
- 建具製造業
- 繊維板製造業
- コンクリート製品製造業（コンクリート管製造業、空洞コンクリートブロック製造業、プレストレストコンクリート製品製造業に限る。）
- 石工品製造業（建築用石材製造業に限る。）
- 鉄鋼シャースリット業
- 建築用金属製品製造業（建築用金物を除く。）
- 建築材料卸売業（木材・竹材卸売業を除く。）
- 建具小売業

2. 指定期間延長業種（指定期間：至平成20年6月30日）

- 一般土木建築工事業
- 建築工事業（木造建築工事業を除く。）
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）
- ガラス工事業
- 木製建具工事業
- 防水工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 一般製材業
- 床板製造業
- 建築用木製組立材料製造業
- 生コンクリート製造業
- 陶磁器製タイル製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る。）
- 粘土かわら製造業
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
- 土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
- 木造建築工事業
- とび工事業
- 鉄筋工事業
- 左官工事業
- 板金工事業
- 内装工事業
- 金属製建具工事業
- 屋根工事業
- 電気工事業
- 管工事業
- 単板・合板製造業
- 集成材製造業
- 板ガラス加工業
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る。）
- 碎石製造業
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る。）
- 木材・竹材卸売業
- 建物売買業
- 測量業